



2018年4月27日

各 位

会社名： 日 東 電 工 株 式 会 社  
(コード番号 6988 東証第一部)  
代表者名： 取締役社長 高崎 秀雄  
問合せ先： 上席執行役員  
グローバル経営企画統括部長 山下 潤  
電話番号： 06-7632-2101(代表)

### 譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年4月27日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年6月22日開催予定の当社第153回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I. 本制度の導入目的等

##### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という）の中長期的な業績向上および企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として導入するものです。

##### 2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、2015年6月19日開催の当社第150回定時株主総会でご承認いただいた「月額3,000万円以内（うち社外取締役分300万円以内）」の月額報酬の額とは別枠として、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて、対象取締役に対し、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額2億4,300万円以内とするとともに、新たな中期的業績連動報酬として、対象取締役に対し、業績連動型株式報酬に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額3億6,400万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### II. 本制度の概要

##### 1. 譲渡制限付株式報酬の概要

###### (1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の

前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記（３）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

#### （２）譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 32,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

#### （３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

##### （ア）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30 年間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

##### （イ）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、譲渡制限期間が満了する前に、当該対象取締役が死亡、または当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任もしくは退職したときにおいて、当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

##### （ウ）譲渡制限付株式の無償取得

- ① 当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職したときには、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ② 当社は、本割当株式のうち、上記（ア）の譲渡制限期間が満了した時点において上記（イ）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、これを当然に無償で取得する。
- ③ その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式割当契約に定めるところによる。

##### （エ）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から

ら当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考) 譲渡制限付株式報酬の当社の執行役員への適用

当社は、本株主総会終結の時以降、上記と同様の譲渡制限付株式報酬を、当社の執行役員に対して割り当てる予定です。

## 2. 業績連動型株式報酬の概要

### (1) 業績連動型株式報酬の仕組み

業績連動型株式報酬の具体的な仕組みは以下のとおりとする。

(ア) 当社は、各対象取締役に交付する当社普通株式の数(以下、「交付株式数」という)の具体的な算出にあたって必要となる各数値目標(営業利益、ROE等から設定し、連結指標を含むものとする)やその達成度合いに応じた支給率の算定方法を当社取締役会において決定する。

(イ) 当社は、連続する3事業年度(以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、2019年3月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、それぞれ当該事業年度を最初の事業年度とした連続する3事業年度を新たな対象期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定)の経過後、当該対象期間における当社業績等の各数値目標の達成度合いに応じて算定される支給率等に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を当社取締役会において決定する。

(ウ) 当社は、上記(イ)で決定された各対象取締役に対する交付株式数に応じて、各対象取締役に対し、現物出資に供するための金銭報酬債権を支給する。なお、当社普通株式の1株当たりの払込金額については、当社による新株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とされない範囲内で当社取締役会において決定する。

(エ) 各対象取締役は、当社による新株式発行または自己株式の処分に際して、現物出資に供するため上記(ウ)で支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受ける。

### (2) 業績連動型株式報酬に基づく交付株式数の算定方法

当社は、以下の計算式に基づき交付株式数を算定する。

#### 【交付株式数の計算式】

交付株式数(※1) = 各対象取締役に係る基準交付株式数(※2) × 支給率(※3)

(※1) 計算の結果生じる100株未満の端数は、100株単位に切り捨てる。

(※2) 各対象取締役の職位等を考慮して、当社取締役会において決定する。

(※3) 当社業績等の各数値目標の達成度合いに応じて、当社取締役会において決定する算定方法により0%から150%の範囲で算定される。

当社が上記（１）（エ）において対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、各対象期間において48,400株を上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社の発行済株式総数が、株式併合、株式分割および株式無償割当て等によって増減した場合には、当該交付する普通株式の総数の上限および各対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて調整される。

また、上記計算式に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記に定める金銭報酬債権の総額の上限または上記の交付する当社普通株式の総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該金銭報酬債権の総額の上限および交付する当社の普通株式の数の上限を超えない範囲で、各対象取締役に対する交付株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させる。

### （３）対象取締役に対する当社普通株式の交付要件

業績連動型株式報酬においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して当社普通株式を交付する。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による新株式発行または自己株式の処分の方法により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役および交付株式数は、以下の（ア）ないし（ウ）の株式交付要件および上記（２）記載の算定方法に従い、対象期間経過後の当社取締役会において決定する。

（ア）対象期間中に対象取締役が継続して当社の取締役（社外取締役を除く）の地位にあったこと

（イ）当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと

（ウ）その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、対象期間中に当社の取締役（社外取締役を除く）を退任した者および対象期間中に新たに当社の取締役（社外取締役を除く）に就任した者に対しては、当該対象期間に係る業績連動型株式報酬を交付しないものとする。また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該対象期間に係る業績連動型株式報酬を交付しないものとする。

以上